

JASDAQ市場における時価総額に係る登録取消基準の見直し等に伴う「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の一部改正について

平成16年9月29日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

現行の登録銘柄の登録取消基準において、時価総額が5億円に満たない場合で9か月(注)以内に5億円以上とならない銘柄については、市場評価が著しく低く投資対象としてふさわしくないものと認められるため、その登録を取り消すこととしている。

(注)3か月以内に事業の現状、今後の展開、事業計画の改善等の書類を提出する場合に限る。

しかし、株価が低位に留まり市場評価が著しく低下していると認められる登録銘柄については、登録株式数が多である場合には、当該基準に抵触しないことから、当該基準の実効性が確保されず、また、登録株式数が少数である場合には、当該基準の適用を受けるものの、市場の信頼性の維持及び投資家保護の観点から、登録取消のための適切な対応が必要と考えられる。

このため、株価が一定期間著しく低位に留まるような市場評価を受ける登録銘柄については、現行の時価総額に係る登録取消基準に該当する登録銘柄と同様に登録取消の対象とするため、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等について、所要の整備を行うこととする。

併せて、(株)ジャスダック証券取引所の創設に伴う円滑な銘柄移行の確保の観点から、証券取引所における整理ポストの割当期間と整合させるため、現行の店頭管理銘柄としての登録期間(現行、6か月を限度)を見直すこととし、同規則について、所要の整備を行うこととする。

また、新規登録から間もない企業において、主要業務の遂行に不可欠な行政庁の許認可等の継続に支障を来す要因が発生し営業活動の大部分が停止するなど、企業の存続に重大な影響が生じる事態となることを防止するため、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の規則の取扱いについて(理事会決議)について、所要の整備を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1)「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)及び「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正について

- ・ 現行の登録銘柄の時価総額に係る登録取消基準として、時価総額が登録株式数

に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上にならなかったときを、加えることとする。

(規則第11条第2項第9号及び細則第12条第4項改正)

- ・店頭管理銘柄の登録期間を、当該店頭管理銘柄を登録した日から起算して1か月を限度とすることとする。(規則第18条改正)

(2)「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の規則の取扱いについて(理事会決議)の一部改正について

公正慣習規則第1号第4条に規定する登録の審査において、免許等の継続性に係る取扱いを新設するとともに、登録申請のための有価証券報告書のリスク情報項目に、主要な業務に係る免許や許認可等の有効期間及び取消し事由の有無など等についての記載項目を新設することとする。

(同理事会決議 1(2) 及び(3)新設)

3. 施行時期

- ・この改正は平成16年9月30日から施行する。ただし、この改正規定施行の日において、現に店頭管理銘柄として登録されている銘柄の登録期間については、なお従前の例による。
- ・改正後の時価総額に係る登録取消基準については、平成16年10月から適用する。

以上

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)の一部改正について

平成16年9月29日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(登録取消基準) 第11条 本協会は、登録銘柄について、すべての申請会員からの連名による登録取消しの申請があったときは、当該登録銘柄の登録取消しを行うことができる。</p> <p>2 本協会が前項の申請によらずに登録銘柄の登録を取り消す基準は、次の各号に該当したときとする。</p> <p>1～8 (現行どおり)</p> <p>9 <u>登録銘柄の時価総額が次のイ又はロのいずれかに該当したとき。ただし、次のイについては、市況全般が急激に悪化した場合において、本協会がこの基準によることが適当でないと認めたとときにあっては、本協会がその都度定めるところによる。</u></p> <p><u>イ 時価総額が5億円に満たない場合において、その後9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本協会が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本協会に提出しない場合にあつては、3か月以内に5億円以上とならなかったとき(次のロに該当する場合を除く。)</u></p> <p><u>ロ 時価総額が登録株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上にならなかったとき。</u></p> <p>10～23 (現行どおり) 3～4 (現行どおり)</p>	<p>(登録取消基準) 第11条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>1～8 (省略)</p> <p>9 <u>登録銘柄の時価総額が5億円に満たない場合において、その後9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本協会が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本協会に提出しない場合にあつては、3か月以内に5億円以上とならなかったとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本協会がこの基準によることが適当でないと認めたとときの時価総額に係る基準については、本協会がその都度定めるところによるものとする。</u></p> <p>10～23 (省略) 3～4 (省略)</p>
<p>(店頭管理銘柄の登録期間) 第18条 本協会が定める店頭管理銘柄の登録期間は、当該店頭管理銘柄を登録した日から起算して<u>1か月間</u>を限度とする。</p> <p>付 則</p> <p>1. この改正は、平成16年9月30日から施行する。ただし、この改正規定施行の日において、現に店頭管理銘柄として登録されている銘柄の登録期間については、なお従前の例による。</p> <p>2. 改正後の第11条第2項第9号の規定は、平</p>	<p>(店頭管理銘柄の登録期間) 第18条 本協会が定める店頭管理銘柄の登録期間は、当該店頭管理銘柄を登録した日から起算して<u>6か月間</u>を限度とする。</p>

新	旧
成 16 年 10 月から適用する。	

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成16年9月29日

（下線部分変更）

新	旧
<p style="text-align: center;">（登録取消しの取扱い）</p> <p>第12条（ 現行どおり ）</p> <p>2～3（ 現行どおり ）</p> <p>4 規則第11条第2項第9号に規定する登録銘柄の時価総額の取扱いは、次の各号によるものとする。</p> <p>1 規則第11条第2項第9号イに規定する登録銘柄の時価総額が5億円に満たない場合とは、月間平均時価総額（本協会が公表する当該登録銘柄の日々の最終価格に、その日の登録株式数（当該登録銘柄の発行会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定させるための基準日又は株主名簿閉鎖期間開始日の前日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たる場合には、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下本項において同じ。）又は月末時価総額（毎月末日における本協会が公表する当該登録銘柄の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における登録株式数を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）が5億円に満たない場合をいうものとする。</p> <p>2 規則第11条第2項第9号イに規定するその後9か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本協会が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本協会に提出しない場合にあっては、3か月）以内に5億円以上とならなかったときは、前号に該当した月の末日の翌日から起算して9か月目の日（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本協会が必要と認める事項を記載した書面を3か月目の日までに本協会に提出しない場合にあっては、3か月目の日）までの期</p>	<p style="text-align: center;">（登録取消しの取扱い）</p> <p>第12条（ 省 略 ）</p> <p>2～3（ 省 略 ）</p> <p>4（ 省 略 ）</p> <p>1 規則第11条第2項第9号に規定する登録銘柄の時価総額が5億円に満たない場合とは、月間平均時価総額（本協会が公表する当該登録銘柄の日々の最終価格に、その日の登録株式数（当該登録銘柄の発行会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定させるための基準日又は株主名簿閉鎖期間開始日の前日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たる場合には、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下本項において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下本項において同じ。）又は月末時価総額（毎月末日における本協会が公表する当該登録銘柄の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における登録株式数を乗じて得た額をいう。以下本項において同じ。）が5億円に満たない場合をいうものとする。</p> <p>2 規則第11条第2項第9号に規定するその後9か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本協会が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本協会に提出しない場合にあっては、3か月）以内に5億円以上とならなかったときは、前号に該当した月の末日の翌日から起算して9か月目の日（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本協会が必要と認める事項を記載した書面を3か月目の日までに本協会に提出しない場合にあっては、3か月目の日）までの期</p>

新	旧
<p>間内において、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が5億円以上とならなかったときをいうものとする。</p>	<p>間内において、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が5億円以上とならなかったときをいうものとする。</p>
<p>3 発行会社は、本協会が規則第11条第2項第9号イに係る該当性の判断に必要と認める場合には、各月における日々の登録株式数を記載した書面を翌月初に本協会に提出しなければならない。</p>	<p>3 発行会社は、本協会が規則第11条第2項第9号に係る該当性の判断に必要と認める場合には、各月における日々の登録株式数を記載した書面を翌月初に本協会に提出しなければならない。</p>
<p>4 <u>規則第11条第2項第9号ロに規定する「登録銘柄の時価総額が登録株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均時価総額がその算定の対象となる月の月間平均登録株式数（当該登録銘柄の日々の登録株式数の平均をいう。次号において同じ。）に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末時価総額がその算定の対象となる月の末日における登録株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>5 <u>規則第11条第2項第9号ロに規定する「3か月以内に当該数値以上とならないとき」とは、前号に該当した月の末日の翌日から起算して3か月目の日までの期間内において、毎月の月間平均時価総額が当該月の月間平均登録株式数に2を乗じて得た数値以上とならないとき又は毎月の月末時価総額が当該月の末日における登録株式数に2を乗じて得た数値以上とならないときをいうものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>6 登録日の属する月の時価総額については、規則第11条第2項第9号に規定する基準の対象としないものとする。</p>	<p>4 (省 略)</p>
<p>5 規則第11条第2項第11号に規定する破産、再生手続、更生手続又は整理の取扱いは、次の各号によるものとする。</p>	<p>5 (省 略)</p>
<p>1～3 (現行どおり)</p>	<p>1～3 (省 略)</p>
<p>4 規則第11条第2項第11号後段に規定する「登録銘柄の時価総額が5億円以上とならないとき」とは、同号後段に規定する1か月間</p>	<p>4 規則第11条第2項第11号後段に規定する「登録銘柄の時価総額が5億円以上とならないとき」とは、同号後段に規定する1か月間の</p>

新	旧
<p>の平均時価総額（本協会が公表する当該登録銘柄の日々の最終価格に、その日の登録株式数（前項第1号に規定する登録株式数をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下この項において同じ。）又は当該1か月間の最終日の時価総額（当該最終日における本協会が公表する当該登録銘柄の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該最終日における登録株式数を乗じて得た額をいう。）が5億円以上でないときをいうものとする。</p> <p>5 発行会社は、本協会が規則第11条第2項第11号後段に規定する登録銘柄の時価総額が5億円以上とならないかどうかの判断に必要と認める場合には、審査対象となる1か月間における日々の登録株式数を記載した書面を当該1か月間の最終日の翌日に本協会に提出しなければならない。</p> <p>6～9 （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成16年9月30日から施行し、平成16年10月から適用する。</p>	<p>平均時価総額（本協会が公表する当該登録銘柄の日々の最終価格に、その日の登録株式数（当該登録銘柄の発行会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定させるための基準日又は株主名簿閉鎖期間開始日の前日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たる場合には、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この号において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下本項において同じ。）又は当該1か月間の最終日の時価総額（当該最終日における本協会が公表する当該登録銘柄の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該最終日における登録株式数を乗じて得た額をいう。）が5億円以上でないときをいうものとする。</p> <p>5 （ 省 略 ）</p> <p>6～9 （ 省 略 ）</p>

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第1号）等の規則の取扱いについて（理事会決議）」の一部改正について

平成16年9月29日
（下線部分変更）

新	旧
<p>1 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第1号）関係</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 登録規則第4条に規定する登録の審査において、次の事項について審査を行う場合の取扱いについて定める。</p> <p>子会社登録に関する取扱い</p> <p>合併等の取扱い</p> <p>登録の適格性に係る取扱い</p> <p><u>免許等の継続性に係る取扱い</u> <u>登録申請会社の企業グループに対し、主要な業務に係る免許や許認可等の有効期間及び取消事由への該当の有無など主要な事業活動の前提となる事柄に支障をきたす要因が発生していないかどうかについて、書面の提出を求め確認するものとする。</u></p> <p>(3) <u>登録細則第2条第2項第1号に規定されている登録申請のための有価証券報告書のリスク情報項目に、主要な業務に係る免許や許認可等の有効期間及び取消事由の有無など登録申請会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事柄に支障をきたす要因が発生していないことや、将来そうした要因が発生した際に事業活動に及ぼす重大な影響に関して記載されていることを要することとする。</u></p> <p>(4) 登録細則第2条の2第2項に規定する申請は、登録銘柄の発行会社等の多数の株主が1单元（单元株制度を採用しない場合にあっては1株）以上の株式を割り当てられない分割（分割により発行する株式を分</p>	<p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(3) (省 略)</p>

新	旧
<p>割会社及び分割会社の株主に割り当てる新設分割及び吸収分割をいう。)には適用しないものとする。</p> <p>(5) 登録細則第3条第1項第3号に規定する事項の記載に当たっては、企業の推進者と認められる者が役員の場合にあっては別添様式1を、当該推進者が大株主等の場合にあっては、別添様式2をそれぞれ参考にするものとする。</p> <p>(6) 本協会は、登録細則第4条第2項第8号の規定により名義書換代理人を指定した場合には、その都度公表することとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成16年9月30日から施行し、同日以後に株券の登録を申請する会社から適用する。</p>	<p>(4) (省 略)</p> <p>(5) (省 略)</p>

(注) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第12条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。